

様 式 0

香川大学 免除申請者	学籍番号		氏名	
---------------	------	--	----	--

## 変 更 事 由 申 立 書

前期開始前の平成 31(2019)年 2～3 月に〔平成 31 年度授業料免除申請〕をした者は、**4 月 2 日から 10 月 1 日に、以下に記載されている事由が新たに発生した場合(発生する見込みの場合)、改めて申請をする必要があります。**

この場合、確認票 A・B、家庭調書、変更があった書類とその関連資料の提出のみで受け付けます。ただし、後期分から新規に申請する場合は全ての書類が必要です。

以下に記載の事由が 4 月 2 日から 10 月 1 日に**発生していない場合は、後期分授業料免除について改めての申請は不要です。**(例えば、家計支持者の勤務時間等の反映による給与の増減だけの変更の場合は今回の申請は不要です。)

ただし、改めての申請が不要の場合でも、**前期と後期で判定結果が変わる場合もあります。**

なお、**来年度の授業料免除**を希望する者は**全員**、〔令和 2(2020)年度授業料免除申請〕を**する必要があります**ので、ご注意ください。

◆世帯状況の変更

チェック欄	事由	備考・具体例
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員に増減があった	世帯の構成員が死亡した (ただし、前回申請時に既に死亡証明等の書類を提出している場合は変更事由となりません) 兄弟姉妹の結婚又は就職等により、家計支持者の扶養から外れた 働いていた兄弟姉妹が退職し、父の扶養に入った
<input type="checkbox"/>	申請者(又は配偶者)が <b>給付型</b> 奨学金の受給を開始・終了した。	申請していた <b>給付型</b> 奨学金の採用通知が5月に届いた <b>日本学生支援機構等の貸与型奨学金の変更は変更事由となりません</b>
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が新たに障害者認定・取消を受けた	
<input type="checkbox"/>	申請者、又は家計支持者が風水害の被害を受けた (ただし、前回申請時に既に罹災証明等の書類を提出している場合は変更事由となりません)	
<input type="checkbox"/>	学資負担者の単身赴任の開始・終了があった	父が単身赴任となった(または、父の単身赴任が終了した)
<input type="checkbox"/>	通学区分の変更があった	申請者、兄弟姉妹が下宿を開始・終了した(自宅外・自宅の変更)
<input type="checkbox"/>	就学者の増減があった	弟が9月末で学校を退学・卒業・修了予定、姉が10月入学予定である
<input type="checkbox"/>	長期療養者(介護認定者)の直近1年間の療養費自己負担額から10万円未満を切り捨てた金額に変更がある。 または長期療養を終えた。	平成30年4月～平成31年3月までの療養費自己負担額は8万円(10万円未満を切り捨てると0円)だったが、平成30年10月～令和元(2019)年9月までの自己負担額が12万円(10万円未満を切り捨てると10万円)となった。
<input type="checkbox"/>	独立生計者となった	前期時点で実家から通っていた申請者(大学院生)が、自宅を出て独立生計を立てることとなり、独立生計者としての申請へ変更する (独立生計者として認定されない可能性があります)
<input type="checkbox"/>	独立生計者ではなくなった	前期時点で独立生計者として申請していたが、父母等から支援を受けることとなった(または、父母等と同居することとなった)

◆家計支持者(独立生計者、留学生の場合は申請者及び配偶者)の収入状況の変更

チェック欄	事由	備考・具体例
<input type="checkbox"/>	就職・転職・退職・休職・復職した	父が再就職した、母が休職した、私費外国人留学生のアルバイト先が変わった
<input type="checkbox"/>	雇用形態が変わった	正社員からパート社員になった
<input type="checkbox"/>	事業所得、不動産所得、農業所得、雑所得を得る事業を開始・終了した	自営業を始めた、個人事業から法人へ変更した
<input type="checkbox"/>	年金、恩給の受給を開始・終了した	年金額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	雇用保険(失業給付)、傷病手当金の受給を開始・終了した	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給を開始・終了した	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	生活保護の認定を受けた・取り消された	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
<input type="checkbox"/>	親戚、知人等からの援助が開始・終了した	生別となっている父からの援助がなくなった、親戚・知人から援助を受けた

◆その他

チェック欄	事由	備考・具体例
<input type="checkbox"/>	令和元(2019)年10月1日付けで最短修業年限を超過する	10月入学等の理由により、10月1日付けで初めて最短修業年限を超過することになる
<input type="checkbox"/>	申請の取り下げ	家計状況改善のため、後期分の申請は取り下げたい(後期は申請しない)